

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	月島機械株式会社			コード	6332
提出日	2020/5/28	異動（予定）日	2020/6/24		
独立役員届出書の提出理由	2020年6月24日実施の定時株主総会において、新たな社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	小田木 毅	社外取締役	○													○		有
2	間塚 道義	社外取締役	○										△					有
3	勝山 憲夫	社外取締役	○										△				新任	有
4	尾内 正道	社外監査役	○													○		有
5	吉加 訓	社外監査役	○										△				新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		小田木氏は弁護士として企業法務に精通しており、高度な専門知識と豊富な知見に基づき、当社の経営の透明性、客観性を高める有益な指摘や意見をいただいております。同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
2	間塚氏は富士通株式会社の出身であります。当社は同社と取引がありますが、この取引は同社単体売上高の2％未満の取引で、同社の事業規模に比して僅少であります。	間塚氏は長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や意見をいただいております。同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であることから、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
3	勝山氏は新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）の出身であります。当社は同社と機器の販売、鋼材の購入等の取引があり、これらの取引は当社および同社の各単体売上高の2％未満の取引で、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。	勝山氏は長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と知見に基づき、当社グループの経営に関し有益な指摘や助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
4		尾内氏は公認会計士および税理士として財務および会計に精通しており、専門的な見地から、監査上貴重な指摘や助言を行っております。同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であることから、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。
5	吉加氏は新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）の出身であります。当社は同社と機器の販売、鋼材の購入等の取引があり、これらの取引は当社および同社の各単体売上高の2％未満の取引で、当社および同社の事業規模に比して僅少であります。	吉加氏は企業経営者としての豊富な経験と知見に加えて、財務および会計に関する高度な専門知識に基づき、透明性の高い公正な経営監視に向け有益な意見をいただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。同氏は当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、当社は同氏を独立役員として指定するものであります。

4. 補足説明

当社が定める「社外役員の独立性判断基準」は、当社ウェブサイトに掲載のコーポレート・ガバナンス報告書に記載しております。 URL：https://www.tsk-g.co.jp/csr/

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。